十三　学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。第三十一条第七号及び第三十四条第十二号において同じ。）及び災害共済給付（学校の管理下における幼児、児童、生徒及び学生の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。第三十一条第七号及び第三十四条第十二号において同じ。）に関すること（初等中等教育の基準（教材並びに学級編制及び教職員定数に係るものに限る。）の設定に関することを除く。）。

第四条中第三十二号を第三十九号とし、第三十一号を第三十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十八　独立行政法人教職員支援機構の組織及び運営一般に関すること。

第四条第三十号を同条第三十六号とし、同条第二十九号中「情報教育」を「国際理解教育」に改め、同号を同条第三十五号とし、同条第二十八号中「情報教育」を「国際理解教育」に改め、同号を同条第三十四号とし、同条第二十七号を同条第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三　教育の振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るもの並びに高等教育局及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

第四条中第二十六号を第三十一号とし、第二十五号を第三十号とし、第二十四号を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九　社会教育における視聴覚教育メディアの利用に関すること。

第四条中第二十三号を第二十七号とし、第二十二号を削り、同条第二十一号中「図書館（学校図書館を除く。）、公民館その他の」を削り、同号を同条第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六　学校図書館に関すること。

第四条第二十号中「図書館（学校図書館を除く。）、公民館その他の」を削り、同号を同条第二十四号とし、同条第十九号中「並びに司書及び司書補」を「、司書及び司書補並びに司書教諭」に改め、同号を同条第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三　社会教育のための補助に関すること（文化庁の所掌に属するものを除く。）。

第四条中第十八号を第二十一号とし、第十七号を第二十号とし、同条第十六号中「初等中等教育局及び」を削り、同号を同条第十九号とし、同条中第十五号を第十八号とし、第十四号を第十七号とし、同号の前に次の三号を加える。

十四　教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関すること。

十五　地方公務員である教育職員の採用のための選考に関する指導、助言及び勧告に関すること。

十六　海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設及び関係団体が行う教育、海外から帰国した児童及び生徒の教育並びに本邦に在留する外国人の児童及び生徒の学校生活への適応のための指導に関すること。

第五条第四号中「文化庁」の下に「並びに総合教育政策局」を加え、同条第六号、第七号及び第九号中「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改め、同条第十五号中「以下同じ。）、学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。以下同じ。）、」を「第四十一条第二号において同じ。）及び」に改め、「及び災害共済給付（学校の管理下における幼児、児童、生徒及び学生の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。以下同じ。）」を削り、同条中第十七号から第十九号までを削り、第二十号を第十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

十八　視聴覚教育に関する連絡調整に関すること。

十九　学校教育における視聴覚教育メディアの利用に関すること（高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

第五条第二十一号中「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改め、同号を同条第二十号とし、同条中第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を削り、同条第二十四号中「情報教育」を「安全教育」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条第二十五号中「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条第二十六号中「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条中第二十七号を第二十五号とし、第二十八号から第三十号までを二号ずつ繰り上げ、第三十一号を削る。

第六条第一項第一号及び第三号中「こと（」の下に「総合教育政策局及び」を加え、同項第四号中「初等中等教育局」を「総合教育政策局」に改め、同項第十号中「こと（」の下に「総合教育政策局及び」を加え、同項中第二十九号を第三十号とし、第二十四号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十三号中「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、同項第十九号中「文化庁並びに」の下に「総合教育政策局及び」を加え、同号を同項第二十号とし、同項第十八号中「文化庁並びに」の下に「総合教育政策局及び」を加え、同号を同項第十九号とし、同項中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、同項第十五号中「第四十七条第六号」を「第四十七条第七号」に改め、「こと（」の下に「総合教育政策局及び」を加え、同号を同項第十六号とし、同項第十四号中「こと（」の下に「総合教育政策局及び」を加え、同号を同項第十五号とし、同項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　公認心理師に関する事務のうち文部科学省の所掌に係るものに関すること。

第六条第二項中「前項第二十一号から第二十四号まで、第二十五号」を「前項第二十二号から第二十五号まで、第二十六号」に、「第二十九号」を「第三十号」に改める。

第十三条第一項中「二人」を「三人」に、「文教施設企画部」を「文教施設企画・防災部」に改め、同条第二項及び第三項中「文教施設企画部」を「文教施設企画・防災部」に改める。

第十四条中「文教施設企画部」を「文教施設企画・防災部」に改める。

第二十条第一号中「文教施設企画部」を「文教施設企画・防災部」に改め、同条第三号中「及び施設助成課」を「並びに施設助成課及び参事官」に改め、同条中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号及び第九号を削り、第十号を第六号とし、第十一号から第十三号までを四号ずつ繰り上げ、同条第十四号中「文教施設企画部」を「文教施設企画・防災部」に改め、同号を同条第十号とする。

第二十三条中第二号を第六号とし、第一号を第五号とし、同号の前に次の四号を加える。

一　公立の学校施設の災害復旧に係る援助及び補助に関すること。

二　国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する文教施設の災害復旧に係る補助金の交付に関すること。

三　文教施設の防災に関する施策の基本方針の企画及び立案並びに調整に関すること。

四　文教施設の防災その他保全に関する指導及び助言に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに他局の所掌に属するものを除く。）。

第一章第二節第三款第二目の目名を次のように改める。

第二目　総合教育政策局

第二十四条を次のように改める。

（総合教育政策局に置く課）

第二十四条　総合教育政策局に、次の七課を置く。

政策課

教育改革・国際課

調査企画課